

請負工事における適正な工期設定ガイドライン

令和6年7月

東日本高速道路(株)

目 次

1. 策定の背景と目的	1
2. 対象工事	4
3. 用語の定義	5
4. 適正な工期設定	8
(1) 工事発注準備段階	8
1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定	8
2) 「工程作成の手引き」の活用	13
3) 工期設定の条件明示等	13
(2) 施工段階	14
1) 工事工程クリティカルパスの共有	14
2) 工期の変更	14
3) 工期の変更に伴う請負代金額の変更	15
4) 工事工程共有例	16

1. 策定の背景と目的

1) 本ガイドラインの目的

- ① 働き方改革実現に向けた環境整備の一環として、長時間労働の是正、週休2日（4週8休）を確保した工事にも対応した適正な工期設定を行うためのガイドラインを策定。
- ✓ 当該工事の規模及び難易度、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、適切に考慮した工程及び施工計画を作成し、現場の生産性向上も踏まえ、建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう環境整備を図る。
- ② 組織や担当者の考え方によるバラツキを解消するため、標準的な工程作成が可能となるようガイドラインとして策定。
- ✓ 併せて、工種毎の標準施工能力から施工日数を算出する「工程作成の手引き」を整備。本ツールを参考とすることにより、同規模、同条件等の工事で工期設定がバラつかないための指標とする。

2) 策定の背景と目的

政府は2017年3月28日「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」に基づき、2024年4月より時間外労働規則の適用除外となっていた建設業においても、罰則付き上限規制の一般則が適用されたところである。また、「働き方改革実行計画」においては以下の取組みが建設業における取組みとして示されている。

- (1) 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する会議を設置。
- (2) 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進めあわせて業界等の取組みを支援。
- (3) 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための制度的な対応を含めた取組み。
- (4) 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上。

こうした取組みの一環として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン 平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ」が策定され、本ガイドラインに沿って建設業の生産性向上等も踏まえ、適

正な工期設定に向けた取組みが推進されることは、長時間労働の是正や週休 2 日の推進など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備につながることは勿論、建設業への働き方改革を通じ、魅力的な産業として将来にわたって建設業の担い手を確保していくこととしている。

【参考】働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）抜粋

（現行の適用除外等の取扱）

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の 5 年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で 100 時間未満、2 か月ないし 6 か月の平均で 80 時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5 年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

（取引条件改善など業種ごとの取組の推進）

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進等の休日確保など、民間を含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規則の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的な ICT の活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

また、令和元年 6 月 12 日に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）が公布され、建設業法第 19 条の 5 において著しく短い工期による請負契約の締結を禁止するとともに、同条に違反した発注者に対し、建設業法第 19 条の 6 に基づき国土交通大臣等から勧告されることとなった。今般、建設業法第 34 条第 2 項に基づき中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成し、令和 2 年 7 月 31 日付けでその実施が勧告された。

東日本高速道路㈱（以下「NEXCO 東日本」という）が発注する工事においては、「工事の契約から現場着手までの期間が十分確保されていない」、「特記仕様書に規定されている制約条件（現場着手時期等）が工期設定に反映されていない」、「工事で実施する準備期間が十分確保されていない」、「施工規模から見て適切な工期設定となっていない」など業界団体等から多くの声が寄せられている状況となっている。

こうした国の施策及び現状を踏まえ、NEXCO 東日本では、時間外労働の是正、週休 2 日確保を推進するための環境整備の一つとして、適正な工期設定が行える指標とし

て、『請負工事における適正な工期設定ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）』を策定した。本ガイドラインにおける「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法（コスト）によって施工する際に必要となる期間のことを指す。そのため本ガイドラインでは、工程のクリティカルを考慮し、工種毎に標準施工能力から標準施工日数の算出が可能な「工程作成の手引き」を参考とすることで、組織や担当者により同規模・同条件等で工期設定にバラツキがなく、適正な工期設定が行えるガイドラインとして制定したものである。

3）発注者の役割

発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外労働時の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、図書の設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により、後工程における長時間労働につながりかねないことから、発注者は、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。

公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者には、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定する役割が求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事入札契約適正化法や公共工事品質確保に定める発注者の責務等を遵守する必要がある。

2. 対象工事

本ガイドラインの対象は、NEXCO 東日本が発注する工事を対象とする。

ただし、随意契約を適用する災害等応急復旧工事や現場施工が1週間未満の工事は除く。

なお、施工段階より前段階の事業化検討、計画、設計が工期に影響を与えるため、円滑な進捗や品質が確保された成果品作成等に努め、工期にしわ寄せが生じないようにしなくてはならない。また事業化検討、計画、設計段階など工程や工期を検討する場合は、施工段階における適正な工期の確保に配慮するものとする。

3. 用語の定義

➤ 工 期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、作業休止日、後片付け期間の合計をいう。

➤ 準備期間

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の作業を実施する期間であり、工事の始期から本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。

※「工事共通仕様書」の着工日は、準備期間内の現場事務所等の設置、資機材の搬入及び測量等の作業を開始することをいい、仕様書において、特段の定めが無い場合は工事の始期日より 30 日以内に着工することを定めている。

➤ 詳細設計期間

PC 構造物又は鋼構造物の基本設計完了後に行う設計に必要な期間をいう。

➤ 工場製作期間

プレキャスト構造物、鋼構造物及び機器の製作に必要な期間をいう。

➤ 施工に必要な実日数

工種ごとの日当たり標準施工量と施工対象数量、施工の諸条件（施工パーティー数（班）、施工時間など）により算出される実働日数をいう。

➤ 作業休止日

降雨等（猛暑含む）気象条件による作業休止日（以下、「天候等による作業休止日」という。）＋共通仕様書及び別に想定する作業休止日（以下、「休日」という。）をいう。

➤ 施工に必要な工事期間（供用日数）

施工に必要な実日数＋作業休止日＋その他の休止日をいう。

➤ 雨休率

雨休率とは、休日及び天候等による作業休止日の年間の発生率をいう。

➤ その他の休止日

作業休止日以外に工事全般にわたって考慮すべき事項により、作業が休止また

は施工時期が制限される場合に設定する休止日をいう。

➤ 後片付け期間

工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。

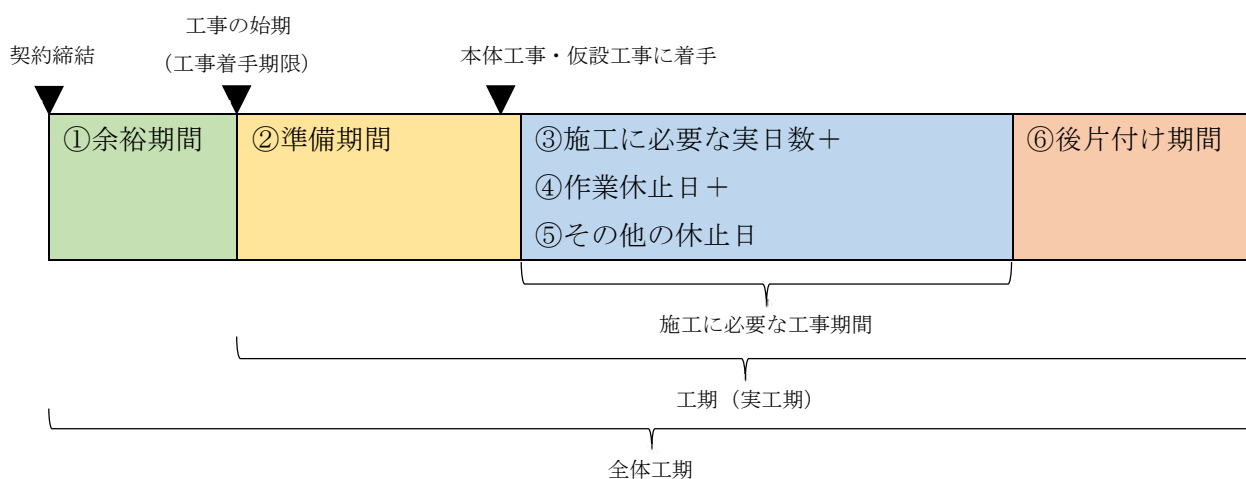
➤ 余裕期間

契約の締結から工事の始期までの期間をいう。余裕期間は、受注者は工事に着手してはならない一方で、主任技術者又は監理技術者の専任が不要である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

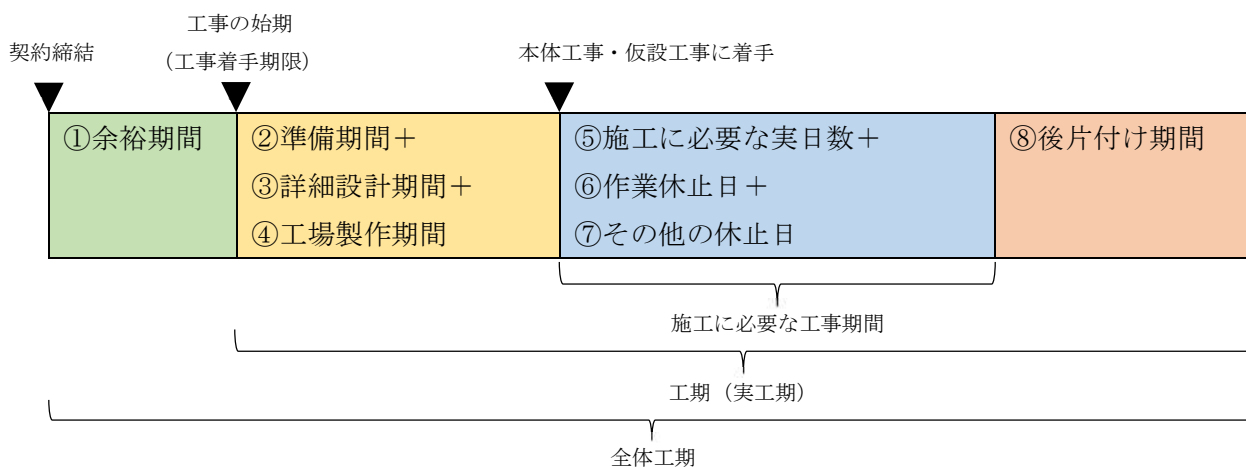
➤ 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。

【通常工事の場合】



【詳細設計付工事の場合】



4. 適正な工期設定

NEXCO 東日本が発注する工事については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「公共工事品質確保法」という。）第3条第8項に基づき、その品質を確保するうえで、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれらの者に使用される技術者、作業員等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、工事における請負契約の受注者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結することが求められることから、下記各段階において適正な工期を設定するものとする。

（1）工事発注準備段階

1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定

全体工期に含むべき日数・期間として、以下の日数・期間を適切に設定する。

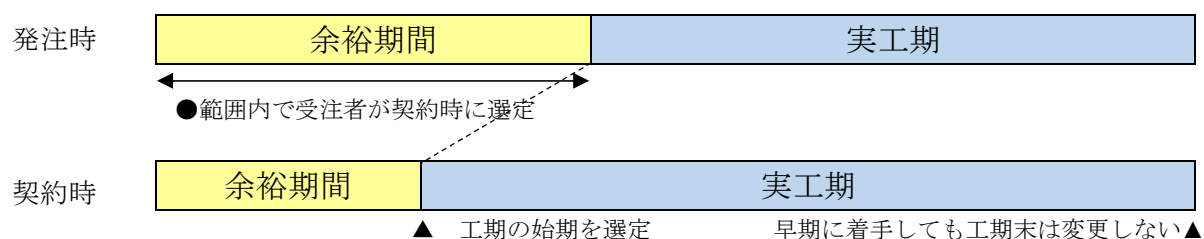
① 余裕期間

余裕期間は、週休2日工事に適用できるものとし、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定することができるものとする。なお、余裕期間が60日に満たない場合は60日とする。

柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保でき平準化を図ることができるため、発注者においては積極的に活用するものとする。

早期に着手した場合においても、工期末は変更しないものとする。なお、早期のしゅん功を妨げるものではない。

余裕期間が設定される工事においては、入札公告及び特記仕様書に明示を行う。



② 準備期間

準備期間は、主たる工種区分ごとに下表に示す期間を設計図書の照査期間を含めた標準的な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。なお、記載の無い工種については、最低60日を必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
土木工事	70 日	舗装工事（修繕）	90 日
トンネル工事	110 日	橋梁補修工事	90 日
PC 橋上部工工事※	100 日	塗装工事	60 日
鋼橋上部工工事※	120 日	道路付属物工事	80 日
舗装工事（新設）	80 日	土木補修工事	80 日
建築工事	70 日	機電通工事	90 日

※橋梁のリニューアル工事は、対象橋梁の橋種により準備期間を設定する。

③ 詳細設計期間

PC 構造物及び鋼構造物の詳細設計期間について、照査期間を含め工事規模及び形式などの状況に応じて設定するものとする。

④ 工場製作期間

プレキャスト構造物、鋼構造物及び機器の工場製作期間について、製作材料の調達期間、製作規模及び構造などの状況に応じて設定するものとする。

⑤ 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、「日当たり標準施工量」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティー（pt）数は基本 1 pt で設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティー数を変更しても良いものとする。なお、上記による算出が困難な場合は、過去の類似工事の工程を参考とし、施工に必要な日数を決定する。

⑤ 施工に必要な工事期間

施工に必要な工事期間の算出にあたっては、施工に必要な実日数に雨休率及びその他の休止日を考慮して算出※するものとする。ただし、トンネル工については、サイクルタイムにより算出するものとする。

※施工に必要な工事期間＝施工に必要な実日数／（1－雨休率）＋その他の休止日

⑥ 雨休率

雨休率は、「0.4」とする。

⑦ 年末年始休暇

年末年始休暇の日数は6日（12月29日から翌年1月3日まで）とする。
なお、これらの日数については、雨休率に考慮されている。

⑧ ゴールデンウィーク

ゴールデンウィークの日数は3日（5月3日から5月5日まで）とする。
なお、これらの日数については、雨休率に考慮されている。

⑨ 夏期休暇

夏期休暇の日数は3日（8月14日から8月16日まで）とする。
なお、これらの日数については、雨休率に考慮されている。

⑩ 作業休止日以外で工事全般にわたって考慮すべき事項

工期設定においては、土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 表2 条件明示事例を参考に以下の事項を考慮するものとする。

特に工事抑制期間、積雪地域における冬期作業休止期間および関係機関等との協議の結果施工時期等に条件が付与されたものを考慮すること。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数 8. 構造物等の詳細設計等が未了の場合、制約を受ける内容及び完了見込み時期
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期

明示項目	明示事項
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
環境保全 関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
保安対策 関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合または発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路 関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置または撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 3. 一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲の明示 4. 工事用道路を共同使用する場合は維持、終了後の処置の取扱いについて明示
仮設備 関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距

明示項目	明示事項
物関係	離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事物件等支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長、注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事事務電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分引渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 10. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

工事ごとの特別な作業休止日を踏まえて、工程を作成しておかなければ、工事期間中に工事一時中止を行うことになり、これに伴う費用（一時中止に伴う増加費用）を発注者が負担することになるため、適切に工期へ反映させることが重要である。

⑨ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分ごとに大きな差が見受けられないことから、60日を標準的な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

後片付け期間には、工事しゅん功届の要件となる工事記録写真、工事記録情報、出来形調書及び変更設計図面等の書類作成・整備も含むものとする。

2) 「工程作成の手引き」の活用

下記に示す工種の工期の設定に当たっては、「工程作成の手引き」を参考とするものとする。

- ✓ 工程作成の手引き（舗装編 令和6年7月）
- ✓ 工程作成の手引き（橋梁編 令和6年7月）
- ✓ 工程作成の手引き（トンネル編 令和6年7月）
- ✓ 工程作成の手引き（拡幅・スマートIC土工編 令和6年7月）

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>

3) 工期設定の条件明示等

工期設定に係る条件を設計図書に明示するものとする。

＜特記仕様書記載例＞

●. 工 期 (※余裕期間を設定する場合記載)

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から●●日間（まで）

(2) 施工段階

1) 工事工程クリティカルパスの共有

一般的に建設工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

<工事工程クリティカルパスの共有方法>

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（“誰が” “いつまでに処理し” “どの作業と関連するのか”）について、受発注者で共有するものとする。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、その旨、特記仕様書に明示するものとする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

2) 工期の変更

工事工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとし、工事工程の変更理由が、以下①～⑤に示す、受注者の責によらない場合は、工期の延期等の適切な措置が講じられるよう、受発注者間で協議するものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 悪天候により作業の作業休止日が多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工期延期の協議が必要な場合は、現場作業（工事目的物の施工）と後

片付けが重複しないよう、施工に必要な実期間を適切に確保するものとする。

＜土木工事共通仕様書記載例＞

1－20－5 工事工程の共有

- (1) 受注者は、本章1－20－1(2)に規定する計画工程表を作成するにあたって、工程に影響する事項がある場合、その事項（クリティカルパスを含む）及び処理対応者（「監督員」又は「受注者」）並びに処理対応時期を明記するものとする。
- (2) 前項の規定に従い作成した計画工程表を、施工期間にわたり受発注者双方で共有するものとする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、計画工程表に明記した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、適切に受発注者双方で修正した計画工程表を共有するものとする。

＜土木工事請負契約における設計変更ガイドライン＞

Ⅲ. 発注時における留意事項

3.1 工事工程の共有

(1) 計画工程表への明示事項

受注者は、設計図書に示された条件に基づき、施工計画段階で計画工程表を作成する。明示する内容には、以下の内容を含むものとする。

- ① 計画工程表には設計図書に示された工事用地に関する事項、関連施設その他との関係、作業日及び作業期間に関する事項、関連工事との調整に関する事項等に記載された、工事着手可能時期等、工程に影響する事項。
- ② 計画工程表には、クリティカルを明示するものとする。また、工程が変更となった場合は、その都度クリティカルを再確認するものとする。
- ③ 施工計画に影響する懸案事項（未解決課題）がある場合は、その内容を明示するとともに、課題解決のための受発注者それぞれの責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応期限を明示するものとする。

(2) 工事工程の共有

(1)により作成された計画工程表を、受発注者双方で確認し共有するものとする。当該計画工程表を共有することにより、お互いのクリティカルパスを把握することが可能となり、常に工程遅延をもたらす要因を排除すべく、より具体的に情報共有や意思疎通が図られ、適切な業務遂行に努めることが可能となる。

工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じた場合は、速やかに工事工程表の記載事項を修正するとともに、受発注者間で修正した工事工程表を共有するものとする。このとき工程の変更理由が以下の①～⑤に示す、受注者の責によらない場合は、工期の延期等の適切な措置が講じられるよう、受発注者間で協議するものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候により作業の不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、計画工程表に変更が生じる事項が発生した場合には、土木工事共通仕様書及び本ガイドラインに記載の事項を参照し、発注者は工事一時中止の指示が必要な事項かを確認する必要があるため留意すること。

3) 工期の変更に伴う請負代金額の変更

工期の変更に伴う請負代金額の変更については、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」によるものとし受発注者間で協議するものとする。

4) 工事工程共有例

計画工程表

(工事名) ○○自動車道 ○○○工事

(受注者名) 株式会社 □□□□建設

(工期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (○○日間)

業務内容	令和〇〇年度												令和■年度												令和△△年度	摘要									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月														
準備工																																			
STA□□C-Bx迂回路																																			
STA○○~STA○○間 土工																																			
STA□□ C-Bx																																			
STA□□ 流路工																																			
STA□□ 付け替え道路																																			
STA△△~STA△△間 橋梁下部工																																			
STA△△ A1橋台																																			
STA△△ P1橋脚																																			
STA△△ P2橋脚																																			
STA△△ P3橋脚																																			
STA△△ P4橋脚																																			
STA△△ P5橋脚																																			
STA△△ A2橋台																																			
後片付け																																			
○特記事項																																			
特記事項	令和〇〇年度												令和■年度												令和△△年度					摘要					
内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	
1. 工事用地等に関する事項																																			
1) STA○○付近 令和〇年〇月〇日																																			
2) STA○○付近 令和〇年〇月〇日																																			
2. 関係機関との協議完了予定時期																																			
1) STA○○C-Bx部迂回路行政協議																																			
2) STA□□口砂防指定他府庁許可申請																																			
3. 資料の貸与予定時期																																			
1) 付帯測量設計成果品																																			
4. 部分引き渡し																																			
1) STA□□C-Bx部迂回路																																			
5. 新分使用																																			
1) STA△△A1橋台・P2橋脚																																			
6. その他																																			

請負工事における適正な工期設定ガイドライン
(令和6年7月版)

令和6年 7月 初 版
監 修 東日本高速道路株式会社
発 行 東日本高速道路株式会社
〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビルディング
TEL 03-3506-0111 (代表)

無断転載複製を禁ず

Copyright2024 East Nippon Expressway Company Limited